

日印社会保障協定における適用証明期間継続・延長申請の運用改善



日印社会保障協定の概要

- 2016年に日印社会保障協定が発効。原則、派遣期間が5年を超えないと見込まれる場合には派遣先の年金制度への加入が免除される。
- ただし、何らかの事情により当初の派遣開始から起算して5年を超えて派遣期間が延長される場合は、個別の申請に基づき、両国で合意した場合に3年までは派遣先の年金制度への加入が引き続き免除される。
さらに、当初の派遣開始から起算して派遣期間が8年を超える場合においては、派遣者の収入が一定額を超える等によりインドの被用者年金（EPS）に加入できないとき、個別の申請に基づき、両国で合意した場合に日本の年金制度に継続して加入することが可能とされている。

運用改善の内容

- 延長申請に当たっての審査について、「インド就労ビザの有効期間」を証明する資料（インド就労ビザの写し等）により、当該申請のあった延長期間がインド当局によって発行された就労ビザの有効期間を超えていないことを確認することができる場合は、延長申請の審査を迅速化することができる。

改善内容 の ポイント

- 「日・インド社会保障協定 厚生年金保険（国民年金） 適用証明期間継続・延長申請書」のうち「㊦インド就労ビザの有効期間【任意】」欄を記入し、インド就労ビザの写し等を添付することで適用証明書のより早期の交付が可能となります。なお、2026年3月に様式が変更になっておりますので、下記参照HP[㊦]からダウンロードした申請書で提出をお願いします。
- 当初の派遣開始から起算して5年を超える延長に関する適用証明書の申請を既に行っている方について、日本年金機構よりインドにおける就労ビザ有効期間の照会票を各企業様に送付しています。照会票への返答をまだ行っていない場合は、インドの就労ビザ有効期間を記入し、インド就労ビザの写し等を添付していただくことで、適用証明書のより早期の交付が可能となりますのでご協力をお願いします。

参照HP

㊦日本年金機構ホームページ「協定相手国別の注意事項（インド）4. 一時派遣期間の延長について」

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/notice/india.html>

㊦日本年金機構ホームページ「日・インド社会保障協定 申請書一覧（加入免除手続き）」様式はこちらからダウンロードください

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kyotei/India/India-kanyu.html>